

国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう!!

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を町民課国保年金係へ提出して下さい。※自損事故の場合も届出が必要です。

▶ 事故に遭ったら

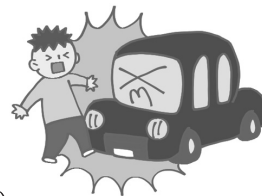
①すぐに警察へ届けてください。

（けが等があったら人身事故として処理をしてもらってください）

②事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけでなく、自賠責保険等の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

☆また、加害者から治療費を受け取ったり、示談で済ませたりすると

保険証が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。



次の場合は国民健康保険が使えません。

- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
- ・犯罪行為や故意の事故
- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

▶ 問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2 1 1 3

＼ 香取交通安全協会の活動にご協力を ／

香取交通安全協会神崎支部は、春、夏、秋、冬の交通安全運動での街頭活動や、保育園児、小学校児童や高齢者の交通安全指導等を通じて、交通事故を防止するために活動しています。また、町内で行われる各種行事や夏の祭礼等の交通整理も行っています。今後も香取交通安全協会の活動について、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

なお、皆様にご協力して頂き、昨年度は459,000円の賛助会費を集めることができました。賛助会費につきましては交通事故撲滅のための街頭監視、交通安全指導などに活用させていただきます。本当にありがとうございました。



◀ 祇園祭でお神輿を
先導する
高橋支部長

令和元・2年度の代議員名簿（地区の代表者）

地 区 氏 名 役 職					地 区 氏 名 役 職					地 区 氏 名 役 職				
本宿1	飯 塚 太 一				向 野 木 内 剛					四季の丘	田 澤 勝 彦			
本宿2	大 谷 義 孝	監事			小 松 大 嶋 清 巳					武 田 千 葉 勲				
本宿2	氷 室 佳代子				小 松 町 田 奈美枝					新 藤ヶ崎 幸 雄				
本宿3	高 橋 攻	支部長			並 木 石 橋 喜久雄					毛成 花 嶋 新 一	監事			
本宿3	酒 井 節 子				並 木 龍 崎 信 子					古 原 石 井 広				
本宿4	宮 本 達 雄	理事			今 野 口 昌 孝					古 原 杉 浦 良 江	婦人部長			
本宿4	根 本 葉 子	婦人部理事			高 谷 郡 司 敦 子					植 房 今 井 貞 美	理事			
本宿5	宇 井 俊 博				郡 稲 垣 喜 一	副支部長				植 房 山 崎 きみ子	婦人部理事			
神 宿	木 内 大 介				郡 山 本 正 明					立 野 郡 一 男				
神 宿	浅 野 美佐子	副婦人部長			郡 椿 明 子	副婦人部長				大 貫 荒 井 葉 一				
松 崎	金 澤 幸 子				四季の丘	立 石 誠 二	副支部長							